

平成 16 年度食品安全モニターの依頼状況（報告）

1 食品安全モニターの選定

食品安全モニターの候補者選定に当たっての基本的な手順は以下のとおりとした。

- (1) 食品安全モニターの選定に当たっては、まず、応募理由から、特に、
 食品安全モニターへの意欲が強く感じられ、積極的な活動が期待されるもの
 知識や経験に基づき有益な情報や意見の提供が期待されるものを抽出し、食品安全委員会の各委員が候補者を選定した上で、平成 15 年度食品安全モニター経験者の地域における割合が半数を超えないことを考慮して決定した。
- (2) さらに、上記の選定によっても 470 名に満たない数については、残りの応募者の中から、明らかに資格要件を満たしていないものや必要な記載事項が著しく欠けているもの等を除き、地域別・性別・年齢別のバランスを考慮しながら、抽選により最終候補者を決定した。

2 食品安全モニターの選定状況

食品安全モニターに依頼する 470 名の選定を終了し、現在、最終の依頼手続を行っているところである。なお、平成 15 年度食品安全モニター再依頼者は、164 名である。

依頼手続を行っている 470 名の内訳は、以下のとおりである。（別紙参照）

(1) 男女比率	○ 男 性	140 名 (29.8%)
	○ 女 性	330 名 (70.2%)
(2) 年代比率	○ 20 代	42 名 (8.9%)
	○ 30 代	116 名 (24.7%)
	○ 40 代	114 名 (24.3%)
	○ 50 代	91 名 (19.4%)
	○ 60 代	83 名 (17.7%)
	○ 70 代	24 名 (5.1%)

応募総数 1,430 名 (3.04 倍)

応募者の男女比率 ○男 性 428 名 (29.9%)

○女 性 1,002 名 (70.1%)

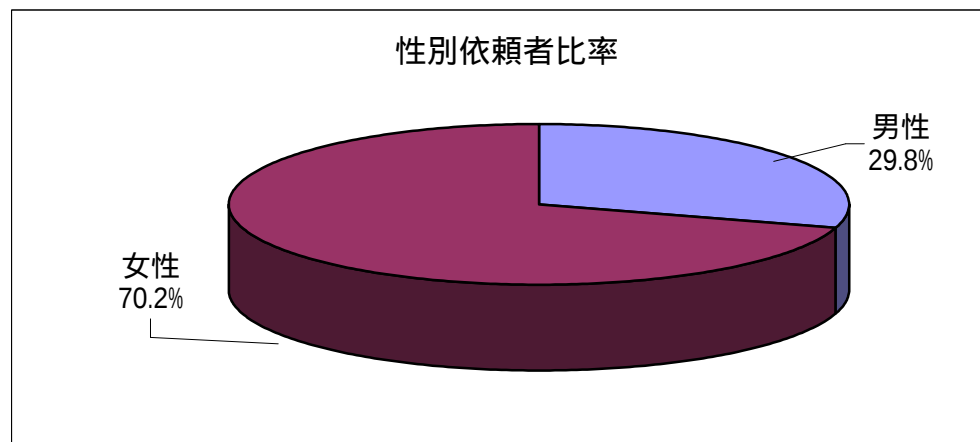
平成16年度食品安全モニター依頼者（最終候補者）について 平成16年4月8日

食品安全モニター依頼者の内訳

- (1) モニター依頼者の男女比率 男性 30%、女性 70%』
 (2) モニター依頼者の年代比率 20代 9%、30代 25%、40代 24%、50代 19%、60代 18%、70代以上 5%』

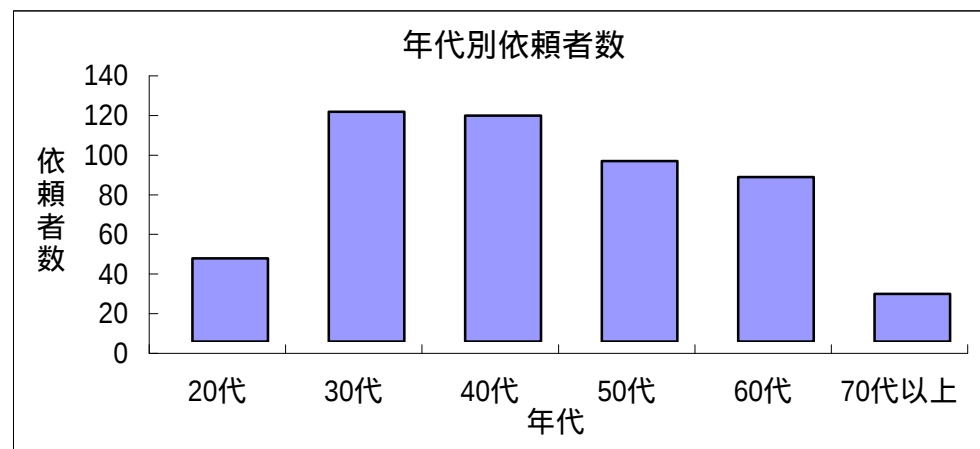
(1) 性別依頼者数

	性別依頼者数	性別依頼者比率
男性	140	29.8%
女性	330	70.2%
計	470	100.0%



(2) 年代別依頼者数

	年代別依頼者数	年代別依頼者比率
20代	42	8.9%
30代	116	24.7%
40代	114	24.3%
50代	91	19.4%
60代	83	17.7%
70代以上	24	5.1%
計	470	100.0%



平成 16 年度食品安全モニターの募集について

1 趣旨

食品安全委員会（以下「委員会」という。）が行った食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性などについて、消費者から日常生活を通じて意見等をいただき、これを踏まえて食品の安全性の確保に関する施策の的確な推進を図るために委員会が依頼するものである。

2 食品安全モニターの対象者

食品安全モニター（以下「モニター」という。）に依頼する者については、日本国内に居住している満 20 歳以上で、食品の安全について関心を持ち、食品安全モニター会議に出席可能な者のうち、以下のいずれかの条件を満たしている者を対象とする。ただし、公務員は対象外とする。

大学等で食品に関係の深い学問（医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、家政学、食品工学、食品に関する社会科学（流通・経営等）等）を修了していること

食品に関係の深い資格（栄養士、管理栄養士、調理師、食品衛生管理者等）を持っていること

食品の安全に関する行政・業務に従事したことがあること

募集人員は 470 名とする。なお、平成 15 年度のモニターの再選については、募集人員の半数を上限とする。

モニターは、委員会事務局長が依頼し、その期間は、依頼した日から翌年 3 月 31 日までとする。

3 食品安全モニターの役割

モニターに対しては、次の事項を依頼する。

委員会が行ったリスク評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性に係る調査についての報告

食品安全行政に関する意見等の随時報告

食品の安全性に関する危害情報を入手した場合の情報提供（随時）

地域で開催される食品安全モニター会議への出席

4 報告等の活用

モニターから提供された報告等については、委員会が食品の安全性の確保に向けた役割を的確に果たしていくための参考とする。

また、随時提出された報告については、整理して、関係行政機関にも送付し、当該関係機関における行政への反映を図るとともに、報告の概要をホームページ等に掲載することにより、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供する。

5 その他

その他、食品安全モニターの実施に関し必要な事項については、委員会事務局長が別に定めるものとする。